

○山梨県暴力団排除条例施行規則

平成二十三年二月三日

山梨県公安委員会規則第二号

改正 平成二八年六月一六日公委規則第四号

令和元年五月九日公委規則第一号

令和三年三月一五日公委規則第三号

令和五年四月二七日公委規則第六号

山梨県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

山梨県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二八公委規則四・一部改正)

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第二条 条例第十八条第一項第十号の公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

(平二八公委規則四・全改)

(旅館業者等が措置を講ずべき施設)

第三条 条例第二十八条第一項の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 旅館
- 二 ホテル
- 三 ゴルフ場

(令元公委規則一・追加)

(暴力団排除特別強化地域)

第四条 条例第二十九条第一項第二号の公安委員会規則で定める地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条に規定する商業地域のうち、笛吹市石和町川中島及び市道二一八号線以東の笛吹市石和町八田地内の地域とする。

(平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第三条繰下)

(特定接客業者の営業所への立入りの禁止に係る標章)

第五条 条例第三十条第一項に規定する標章（以下「標章」という。）は、第一号様式の

とおりとする。

- 2 標章には、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の名称及び公印の印影を表示するものとする。

（平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第四条繰下）

（標章の掲示に係る申出の方法）

第六条 条例第三十条第一項の規定により標章の掲示を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、標章掲示申出書（第二号様式）により、標章を掲示しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に申し出なければならない。

- 2 標章掲示申出書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三条第一項の許可を受けた者その他の条例第三十条第一項に規定する特定接客業を営む者であることを示す書類

- 二 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

- 三 申出者が個人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。次号において同じ。）

- 四 申出者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

（平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第五条繰下）

（申出の内容に変更があった場合の届出）

第七条 条例第三十条第二項の規定により営業所に標章が掲示された者（以下「標章掲示者」という。）は、前条第一項の規定による申出に係る標章掲示申出書又は同条第二項の規定により添付した書類に記載し、又は記載されている事項のうち、次に掲げるもののいずれかに変更があったときは、速やかに、申出内容変更届出書（第三号様式）により、前条第二項に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付した上、当該営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に届け出なければならない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 営業所の名称

- 三 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

（平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第六条繰下）

（標章の除去に係る申出の方法）

第八条 標章掲示者は、条例第三十条第四項の規定により標章の取り除きの申出をしようとするときは、標章が掲示された営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、標章除去申出書（第四号様式）により公安委員会に申し出なければならない。

（平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第七条繰下）

（調査の手續）

第九条 公安委員会は、条例第三十一条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第五号様式）を送達して行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、出頭すべき日時及び場所を明記した上、口頭による当該説明を求めることができる。
- 3 条例第三十一条の規定により文書による説明又は資料の提出を求められた者は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（第六号様式）を提出するものとする。
- 4 公安委員会は、第一項の規定による求めについては、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 5 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

（平二八公委規則四・旧第三条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第八条繰下）

（口頭による説明の聴取）

第十条 公安委員会は、条例第三十一条の規定により口頭による説明を求めたときは、警察本部長が別に指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

- 2 条例第三十一条の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（第七号様式）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（第八号様式）を送達

して口頭による説明を求められた者に通知しなければならない。

(平二八公委規則四・旧第四条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第九条繰下)

(立入検査)

第十一条 条例第三十二条第一項の規定による立入検査は、条例第三十一条の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないときに行うものとする。

2 条例第三十二条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第九号様式）とする。

(平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第十条繰下)

(勧告の方法)

第十二条 条例第三十三条に規定する勧告は、勧告書（第十号様式）を送達して行うものとする。

(平二八公委規則四・旧第五条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第十一条繰下)

(事実の公表の方法等)

第十三条 条例第三十四条第一項の規定による公表は、山梨県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

一 公安委員会が公表をしようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となる事実

(平二八公委規則四・旧第六条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第十二条繰下)

(意見を述べる機会の付与)

第十四条 公安委員会は、条例第三十四条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見の聴取通知書（第十一号様式）を送達して通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知することができる。

3 公安委員会は、前項に規定する場合を除き、当事者に対し、申述書（第十二号様式）

の提出を求めるものとする。

- 4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料その他の必要な資料を提出することができる。
- 5 公安委員会は、第一項の規定による通知については、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(平二八公委規則四・旧第七条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第十三条繰下)

(口頭による意見の聴取)

第十五条 公安委員会は、前条第二項の規定により口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が別に定める警察職員に意見を聴取させることができる。

- 2 当事者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第十三号様式）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（第十四号様式）により当事者に通知しなければならない。

(平二八公委規則四・旧第八条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第十四条繰下)

(代理人の選任等)

第十六条 説明若しくは資料の提出を求められた者又は当事者（以下「当事者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（第十五号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者等は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第十六号様式）を送達してその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（平二八公委規則四・旧第九条繰下・一部改正、令元公委規則一・旧第十五条繰下）

（命令の送達に係る書類）

第十七条 条例第三十八条の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 条例第三十五条第一項の規定による命令 中止命令書（第十七号様式）
- 二 条例第三十五条第二項の規定による命令 再発防止命令書（第十八号様式）
- 三 条例第三十七条第一項の規定による仮の命令 再発防止仮命令書（第十九号様式）

（平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第十六条繰下）

（書類の送達）

第十八条 公安委員会が条例又はこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（暴力団事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

（平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第十七条繰下）

（郵便又は信書便による送達）

第十九条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送した場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足る記録を作成しておくものとする。

(平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第十八条繰下)

(交付送達)

第二十条 交付送達は、警察職員が、第十七条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定により交付送達をした場合について準用する。この場合において、同条第三項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し、又は差し置いた」と読み替えるものとする。

(平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第十九条繰下)

(公示送達の方法)

第二十一条 条例第三十九条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察本部長に行わせる場合における当該命令に係る条例第三十八条第二項の規定による公示送達（次項において単に「公示送達」という。）については、条例第三十八条第三項の規定による掲示は警察本部の掲示板において行うものとする。

2 前項の規定は、条例第三十九条第二項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と、「警察本部長」とあるのは「警察署長」と、「警察本部」とあるのは「当該警察署」と読み替えるものとする。

(平二八公委規則四・追加、令元公委規則一・旧第二十条繰下)

(委任)

第二十二條 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

(平二八公委規則四・旧第十条繰下、令元公委規則一・旧第二十一条繰下)

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年公委規則第四号)

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、第三条を改め、同条を第八条とし、同条の前に五条を加える改正規定(第五条に係る部分に限る。)は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年公委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年公委規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年公委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

(平二八公委規則四・追加、令五公委規則六・一部改正)

名称	位置
山梨県立青少年センター	甲府市
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	北杜市

第1号様式(第5条関係)



注1 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

- 2 色彩は、日章及び枠を金色、「暴力団員立ち入り禁止」及び「標章番号」の文字を白色、「暴力団員が立ち入ることを禁止する。」の文字を赤色、その他の文字を黒色、地を黒色、下部の枠内を黄色、標章番号の枠内を赤色とする。
- 3 文字の書体は、ゴシックとする。
- 4 公印は、山梨県公安委員会公印規程(昭和37年山梨県公安委員会規程第1号)別表第1に規定する9号印とする。

第2号様式(第6条関係)

※受理年月日		※揭示年月日		
※受理番号		※標章番号		
標章揭示申出書 年 月 日 山梨県公安委員会 殿 住 所 氏 名 山梨県暴力団排除条例第30条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。 記				
営業を営む者	氏 名 又 は 名 称			
	個人にあつては、生年月日及び本(国)籍	年 月 日生(歳)		
	住 所	郵便番号(—) 電話番号(— —)		
	法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の生年月日、住所及び本(国)籍		
	代 表 者	生年月日	年 月 日生(歳)	
		住 所	郵便番号(—) 電話番号(— —)	
		本(国)籍		
		生年月日	年 月 日生(歳)	
		住 所	郵便番号(—) 電話番号(— —)	
		本(国)籍		
		生年月日	年 月 日生(歳)	
		住 所	郵便番号(—) 電話番号(— —)	
本(国)籍				

営業所の責任者	(ふりがな)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生(歳)
	住 所	郵便番号(—) 電話番号(— —)
	本 (国) 籍	
営 業 の 種 別	<input type="checkbox"/> 風適法第2条第1項の風俗営業() <input type="checkbox"/> 風適法第2条第5項の性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 風適法第2条第11項の特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 深夜において営業する風適法第2条第13項第4号の酒類提供飲食店営業	
(ふりがな)		
営業所の名称		
営業所の所在地	郵便番号(—) 電話番号(— —)	
掲示する標章の枚数	枚	
申 出 の 理 由		

注1 この様式において、「風適法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)をいう。

- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式(第7条関係)

	※受理年月日		※受理番号	
	※標章番号			
申出内容変更届出書				
年 月 日				
山梨県公安委員会 殿				
住 所				
氏 名				
山梨県暴力団排除条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届出をします。				
記				
営業を営む者	(ふりがな)	-----		
	氏名又は名称	-----		
	住 所	郵便番号(—)		
		電話番号(— —)		
	(ふりがな)	-----		
	法人にあつては、その代表者の氏名	-----		
	(ふりがな)	-----		
	営業所の名称	-----		
営業の種別	<input type="checkbox"/> 風適法第2条第1項の風俗営業()			
	<input type="checkbox"/> 風適法第2条第5項の性風俗関連特殊営業			
	<input type="checkbox"/> 風適法第2条第11項の特定遊興飲食店営業			
	<input type="checkbox"/> 深夜において営業する風適法第2条第13項第4号の酒類提供飲食店営業			
変更事項	新		旧	
変更の事由				

注1 この様式において、「風適法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)をいう。

- ※印欄には、記載しないこと。
- 該当する□の中にレ印を付けること。

第5号様式(第9条関係)

(表面)

説明・資料提出要求書

梨公委()発第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例第31条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備 考	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、山梨県暴力団排除条例第34条第1項の規定により、山梨県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。

なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき(口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、山梨県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、山梨県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を山梨県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第6号様式(第9条関係)

説明・資料提出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名

山梨県暴力団排除条例施行規則第9条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	梨公委()発第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第7号様式(第10条関係)

説明日時等変更申出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名

山梨県暴力団排除条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		梨公委()発第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

第8号様式(第10条関係)

説明日時等決定通知書

梨公委()発第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料 提出要求書 の番号及び日付	梨公委()発第 号 年 月 日
---------------------------	---------------------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

説明の日時及び場所の不変更決定

説明の日時及び場所 を変更しない理由	
-----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

第9号様式(第11条関係)

(表面)

写 真	身分証明書	梨公委()発第 号
	官 職	
	氏 名	
上記の者は、山梨県暴力団排除条例第32条の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。		
年 月 日		山梨県公安委員会 印

54.0

85.6

(裏面)

山梨県暴力団排除条例(抜粋)

(立入検査)

第32条 公安委員会は、暴力団員が第19条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、暴力団事務所に立ち入らせ、物件を検査させ、又は違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

第10号様式(第12条関係)

勧告書

梨公委()発第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例第33条の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の原因となる事実	
勧告の内容	

この勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、山梨県暴力団排除条例第34条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第11号様式(第14条関係)

(表面)

意見の聴取通知書

梨公委()発第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、山梨県暴力団排除条例施行規則第14条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき(口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき)は、山梨県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、山梨県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を山梨県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

第12号様式(第14条関係)

申述書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名

山梨県暴力団排除条例施行規則第14条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の 番号及び日付	梨公委()発第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第13号様式(第15条関係)

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名

山梨県暴力団排除条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付		梨公委()発第 号 年 月 日			
変更申出事項	変更前	日時	年	月	日 時 分
		場所			
	変更希望	日時	年	月	日 時 分
		場所			
変更申出の理由					

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

第14号様式(第15条関係)

意見の聴取日時等決定通知書

梨公委()発第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例施行規則第15条第4項の規定により、次のとおり通知します。

意見の聴取通知書 の番号及び日付	梨公委()発第 号 年 月 日
---------------------	---------------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び 場所を変更しない理由	
--------------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

第15号様式(第16条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名

私は、山梨県暴力団排除条例施行規則第16条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任します。

説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	梨公委()発第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
届出人と代理人との関係	

注 不要な文字を二重線で消去すること。

第16号様式(第16条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所
氏 名

私の代理人は、その資格を失ったので山梨県暴力団排除条例施行規則第16条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出書又は 意見の聴取通知書の番号及び日付	梨公委()発第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

第17号様式(第17条関係)

中止命令書

第 年 月 日 号

殿

警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、山梨県暴力団排除条例第35条第1項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

第17号様式(その2)

命令をする 理由	
-------------	--

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第18号様式(第17条関係)

再発防止命令書

第 号
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、山梨県暴力団排除条例第35条第2項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

第18号様式(その2)

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第19号様式(第17条関係)

再発防止仮命令書

第 号
年 月 日

殿

山梨県警察本部長 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、山梨県暴力団排除条例第37条第1項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

第19号様式(その2)

命令をする 理由	
-------------	--

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第1号様式（第5条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第2号様式（第6条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第3号様式（第7条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第5号様式（第9条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第6号様式（第9条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第7号様式（第10条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第9号様式（第11条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第10号様式（第12条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第11号様式（第14条関係）

（平28公委規則4・全改、令3公委規則3・一部改正）

第12号様式（第14条関係）

（平28公委規則4・追加、令3公委規則3・一部改正）

第13号様式（第15条関係）

（平28公委規則4・追加、令3公委規則3・一部改正）

第14号様式（第15条関係）

（平28公委規則4・追加、令3公委規則3・一部改正）

第15号様式（第16条関係）

（平28公委規則4・追加、令3公委規則3・一部改正）

第16号様式（第16条関係）

（平28公委規則 4 ・ 追加、令 3 公委規則 3 ・ 一部改正）

第17号様式（第17条関係）

（平28公委規則 4 ・ 追加、令 3 公委規則 3 ・ 一部改正）

第18号様式（第17条関係）

（平28公委規則 4 ・ 追加、令 3 公委規則 3 ・ 一部改正）

第19号様式（第17条関係）

（平28公委規則 4 ・ 追加、令 3 公委規則 3 ・ 一部改正）